



加西市では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない現在の状況を踏まえ、市民生活と経済活動を支援するため、水道料金を6カ月間免除します。家庭用は全額免除、業務用・公会堂用は基本料金を免除します。

問合せ先…上下水道お客さまセンター
☎42-8795

家庭用水道料金 6カ月間全額免除

まだの方はワクチン接種をお早めに

発送スケジュール ※対象者の各年齢区分は、令和4年3月31日時点での満年齢が基準です。

No.	年齢区分	接種券発送日	備考
1	75歳以上	4月19日(月)	5月8日(土) 集団接種開始
2	70歳～74歳	5月18日(火)	
3	65歳～69歳	5月31日(月)	
4	60歳～64歳	6月10日(木)	
5	16歳～59歳	6月下旬より順次	送付書類 ①新型コロナワクチン接種券 ・予約開始時期は、後日案内を郵送します。 ②基礎疾患のある方・高齢者施設等従事者申請書 ・提出により、 集団接種会場を先行予約ができます。
6	12歳～15歳	7月以降	

※重症心身障がい、精神疾患や知的障がいのある方は6月下旬に先行して接種券を送付しています。
※接種券があれば、国や県が設置している大規模接種会場の予約ができ、接種を受けることができます。
※個別接種については、かかりつけ医にご相談ください。

基礎疾患のある方と高齢者施設などで従事している方の先行予約

接種券に同封している「申請書」を提出することにより、**集団接種会場を先行して予約ができます。**

- 対象
 - ・基礎疾患に該当する方（詳細は送付している書類をご確認ください）
 - ・高齢者施設や障害者支援施設などにおいて利用者に接する職員
- 注意事項
 - ・基礎疾患に該当するか分からない場合は、かかりつけ医にご相談ください。
 - ・基礎疾患の状況は、ワクチン接種会場にて医師による予診において確認します。
 - ・診断書などの書類の提出は不要ですが、ワクチン接種前の予診において届出内容と実際の症状などが異なる場合は、接種を受けられないことがあります。
- 提出方法・期限
 - ・「申請書」に必要事項を記入し、返信用封筒で提出してください。※7月5日(月)まで消印有効

接種を受けない場合はキャンセルを

集団接種と個別接種の両方を予約されている場合や予約した接種日に都合が悪くなった場合などは、ワクチンを無駄なく接種できるよう必ずキャンセルしてください。

●問合せ先：42-2204（加西市ワクチン予約専用コールセンター）

ワクチン接種 60歳未満7月より開始

対象となる期間と請求月

対象地区	減免される請求月		
下里 九会 富合 多加野 西在田 在田	8月 5月検針～7月検針 使用水量分	10月 7月検針～9月検針 使用水量分	12月 9月検針～11月検針 使用水量分
	納入通知書発送：8日～10日 口座振替日：25日	納入通知書発送：8日～10日 口座振替日：25日	納入通知書発送：8日～10日 口座振替日：27日
北条 富田 賀茂	9月 6月検針～8月検針 使用水量分	11月 8月検針～10月検針 使用水量分	1月 10月検針～12月検針 使用水量分
	納入通知書発送：8日～10日 口座振替日：27日	納入通知書発送：8日～10日 口座振替日：25日	納入通知書発送：8日～10日 口座振替日：25日

手続き 不要

自動的に免除になります。

免除後の請求額 一般的な4人家族世帯の場合
(2カ月で40m³使用)

免除前 14,250円 (水道料金+下水道使用料)

免除後 7,430円 (下水道使用料のみ)

ご注意ください

下水道使用料は減額されません。下水道使用料は、水道の使用量に比例して請求されるため、必要以上に水道を使用しないでください。

中小法人・個人事業者へ 月次支援金交付

経済産業省では、2021年4月以降に実施される緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆さまに月次支援金を交付します。

給付要件

- ①対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ②2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少し、かつ2019年または2020年の基準月の売上から2021年の対象月の売上を差し引いた額
- 中小法人等…上限20万円/月
- 個人事業者等…上限10万円/月

対象月：対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

その他：申請方法など詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。

相談窓口 ☎0120-211-240

TEL 電話等の場合 ☎03-6629-0479 (通話料必要)

※受付時間は、8時30分～19時(土日、祝日含む全日対応)

小規模事業者

経営持続支援金の交付

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年4月に発令された緊急事態宣言に伴い、売上が減少し企業活動に支障が生じた市内小規模事業者に対する支援金を交付します。

※兵庫県が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店向け・大規模施設等テナント向け)を受給(または見込み)である事業者は申請できません。

対象月…令和3年4月、5月または6月
売上減少要件…前年または前々年同期比20%以上減少
支援金の額…1事業者につき一律10万円
受付期間…7月1日(木)～9月30日(木)
申請方法

電子申請の場合	郵送で申請する場合
電子申請される場合は、QRコードからアクセスしてください。	申請書に必要書類を添えて左記の申請先まで郵送してください。

その他：対象要件や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請・問合せ先…産業振興課 ☎42-8740